

まちづくりファンド
「はじめの一步」部門助成団体

「(仮称)街づくりの仲間たち」 設立準備会

ニュース第8号
2010.10.26



この活動は、公益信託 世田谷まちづくり
ファンドの助成を受けています。

発行者：「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 担当 稲垣道子（ファンド申請上の代表者）
ホームページにも掲載しています。：<http://machi-nakama.jimdo.com/>
連絡先：電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com
メールアドレスやファックス番号を存じ上げているみなさまにお知らせします。転送歓迎します。
送信の中止をお望みの場合は、恐縮ですがお知らせください。

●街づくり条例関係—この間の区議会の動き（区のホームページに動画が配信されています。）

1. 6月11日に有志が提出した2つの陳情、区議会本会議で不採択（10月20日）

・7月1日の都市整備常任委員会で賛否同数、委員長判断で不採択とされた2つの陳情、「世田谷区議会が、世田谷区街づくり条例の在り方について、参考人の意見を聞くことを求める陳情」と「現行街づくり条例第22条第2項ただし書きの修正を求める陳情」の不採択に対して木下議員と竹村議員が反対の意見を述べた後、採決。賛成28で可決。木下議員は、条例案可決後に陳情審議することの不当性を指摘。（この項、黒木さんより）

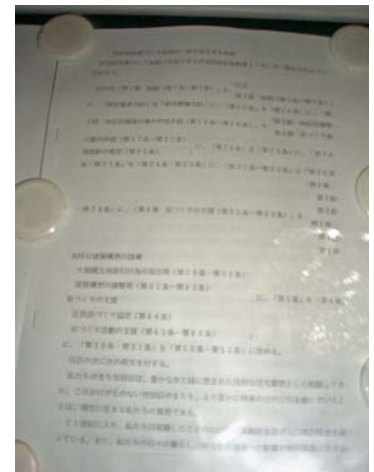
2. 「施行規則で検討していきたい」—区議会決算特別委員会（都市整備常任委員会所管分）における街づくり条例関連質疑（10月12日）（要約） *街づくり条例関連の質疑は、以下のみと思われますが、漏れに気づきましたらまたお知らせします。

・「条例改正で地区計画申出の際、面積及び人数について1/2以上の権利者の同意が必要と決まったが、権利を調べるのが大変だ。住民に対する支援を考えているか。」（上杉議員）との質問に対して、渡辺都市計画課長が「制度が適切に運用できるよう、住民の過度の負担にならないように支援について施行規則で検討していきたい。」と答弁した。（この項、稲垣より）

●条例の公布—こんな形で公布されています

区役所第1庁舎正面入口右側の掲示版に張られています。ところが新しく規定された前文の途中に次の条例が重ねて張られていて、改正内容を全部見ることはできません。

こういう形で公布されるのですね。
なお、区のホームページ掲載は、もう少し時間がかかるそうです。可決された条例案は、**当準備会ホームページをご覧ください。**



●街づくり条例マニュアル作成

へのお誘いの連絡が、都市計画課から今週中にはフォーラム参加者宛てに届くようです。

●11月4日「街づくり再出発の会」開催（ニュース7号にチラシを添付しました。）

○日時 11月4日（木）18時半～ 「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会の設立集会
19時半～21時半 区議と区民の懇談の集い

○場所 北沢タウンホール3階 ミーティングルーム

●当日、話し合いたいテーマ、意見、質問等がありましたら、ぜひお知らせください。

●当準備会ホームページへのリンクをご希望の方は、お問い合わせください。

近々、当準備会の発起人が主要メンバーになっている団体（太子堂2・3丁目地区まちづくり協議会及びちとふな22の会）のリンクを予定しております。